



令和7年第2回総会

会 議 録

期 日 令和7年2月28日
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和7年第2回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和7年2月28日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	7	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	8	農地法第3条許可申請について
4	9	農用地利用集積等促進計画の調整について
5	10	農用地利用集積計画の調整について
6	11	令和7年度農作業標準賃金について
7	12	枕崎市農地賃借料情報について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
2月28日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第7号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達 範隆	農業委員
	2番	今給黎 龍浪	農業委員
	4番	篠原 正	農業委員
	5番	畑野 真人	農業委員
	6番	園田 和寛	農業委員
	7番	原田 克子	農業委員
	8番	眞茅 文男	農業委員
	9番	白澤 千恵子	農業委員
会長代理	10番	俵積田 広昭	農業委員
	11番	中原 敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田 正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村 貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	白澤 敦行	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

3番 水野 正子 農業委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江 靖博
主幹兼農地係長 前原 光博
農地係参事補 新屋 敷嘉一

午前 9 時 00 分 開会

- 議長 開会前にお知らせします。
水野委員から、本日は欠席するとの連絡がありましたので、ご承知おきください。
令和7年第2回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員13名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。
ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。4番篠原委員、5番畑野委員をお願いいたします。
日程第1号会期についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶものあり)
異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。
次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。
議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。
- 事務局 日程第2号議案第7号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1ページをご覧ください。
大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。
整理番号155号から188号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外24名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外29名です。
解約面積は畑が55筆で70,141㎡です。
以上農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。
- 議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。
(質疑なしと呼ぶものあり)
ないようですので、質疑・意見を終結いたします。
お諮りいたします。
日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号155号から188号までについては、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶものあり)
異議なしと認めます。
よって、議案第7号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は6件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号4号の申請地は、

まかや町〇〇番，畑，596㎡

まかや町〇〇番，畑，169㎡です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，76歳，まかや町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，44歳，まかや町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。

申請地については7ページに掲載してあります。

真茅集落墓地より南東側約〇〇mに位置します。

整理番号5号の申請地は、

まかや町〇〇番，畑，296㎡

まかや町〇〇番，畑，339㎡です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，72歳，兵庫県にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，44歳，まかや町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。

申請地については9ページに掲載してあります。

真茅公民館より西側約〇〇mに位置します。

整理番号6号の申請地は、

まかや町〇〇番，畑，951㎡

まかや町〇〇番，畑，1,647㎡

まかや町〇〇番，畑，4,648㎡

茅野町〇〇番，畑，1,750㎡です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，72歳，兵庫県にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，新規農業，75歳，高見町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農業開始ということでもあります。

申請地については11，12ページに掲載してあります。

まかや町〇〇番は農林水産省ため池より南側約〇〇mに、

茅野町〇〇番は農林水産省ため池より西側約〇〇mに、

まかや町〇〇番は南方園より北側約〇〇mに、

まかや町〇〇番は南方園より北側約〇〇mに、

位置します。

整理番号7号の申請地は、

白沢北町〇〇番，畑，3,700㎡

白沢北町〇〇番，畑，716㎡

白沢西町〇〇番〇，畑，757㎡

白沢西町〇〇番，畑，2,725㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、会社員、51歳、緑町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、75歳、白沢西町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということでもあります。

申請地については14、15ページに掲載してあります。

白沢北町〇〇番はウエルフェア九州病院より西側約〇〇mに、

白沢北町〇〇番はウエルフェア九州病院より北側約〇〇mに、

白沢西町〇〇番〇は水尻公園より東側約〇〇mに、

白沢西町〇〇番は水尻公園より北側約〇〇mに、

位置します。

整理番号8号の申請地は、

木場町〇〇番、畑、291㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、70歳、鹿児島市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、71歳、桜山東町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということでもあります。

申請地については17ページに掲載してあります。

木場集落墓地より東側約〇〇mに位置します。

整理番号9号の申請地は、

東鹿籠字山内北〇〇番〇、畑、495㎡

東鹿籠字山内北〇〇番〇、畑、1,487㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、88歳、福岡市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、兼業農業、42歳、妙見町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということでもあります。

申請地については19ページに掲載してあります。

大和殖産太陽光発電施設より東側約〇〇mに位置します。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号4号から6号について、眞茅委員をお願いします。

8番（眞茅委員）整理番号4号について報告いたします。

2月1日、譲受人〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を行いました。

譲渡人は、まかや集落に住む、土地持ちの非農家です。又、譲受人は、まかや集落に住む甘藷専業農家です。

位置は、事務局の説明の通りです。隣接地の為にまとめて報告をします

現況としましてはまかや町〇〇番・〇〇番ともに茶を抜根した状態です。

〇〇番の東側は道路、西側は畑、南側は宅地、北側は申請地の〇〇番、そして、〇〇番の東側は道路、西側は畑、南側は申請地〇〇番、北側は畑となっております。

取得後は、甘藷を栽培する計画で、効率的な経営が行われることから、問題のない申請ではないかと思われま

続きまして、整理番号5号について報告いたします。

同じく、2月1日、譲受人〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を行いました。
譲渡人は、兵庫県に居住しています。

位置は、事務局の説明の通りです。隣接地の為にまとめて報告をします。

2024年4月頃より譲受人が管理しており、現況としまして、まかや町〇〇番は育苗ハウスが建てられおり、又、まかや町〇〇番は、管理された畑の状態です

〇〇番の東側は畑、西側は申請地の〇〇番、南側は道路、北側は畑、そして〇〇番の東側は申請地〇〇番、西側は畑、南側は道路、北側は畑となっております。

取得後は、甘藷を栽培する計画で、効率的な経営が行われることから、問題のない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号6号について報告いたします。

譲受人、譲渡人が同一であるため、一括して報告します。

2月3日、譲受人〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を行いました。

譲渡人は、兵庫県に在住で、又、譲受人は、高見町に住む新規就農者であり譲渡人の義理の兄になります。

位置は、事務局の説明の通りです。

現況としましては、4筆とも茶が栽培されております。

まかや町〇〇番の東側は道路、西側は茶畑、南側は茶畑、北側は茶畑です。

まかや町〇〇番の東側は茶畑、西側は道路、南側は茶畑、北側は茶畑です。

まかや町〇〇番の東側は道路、西側は茶畑、南側は茶畑、北側は道路です。

茅野町〇〇番の東側は茶畑、西側は茶畑、南側は茶畑、北側は道路です。

譲渡人は、今後、枕崎に帰る当てがないので、譲受人に管理を任せるために今回の申請に至ったとの事でした。

昨年まで、4筆とも利用権が設定されておりましたが、今回、合意解約をして、取得後は、今まで管理をしていてくれた耕作者の手を借りながら茶の栽培を行って行きたいとの事で効率的な経営が行われることから、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号7号について、白澤千恵子委員お願いします。

9番（白澤千恵子委員）整理番号7号について報告いたします。

2月11日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は、白沢西町に居住する専業農家です。

譲渡人は、緑町に居住する会社員です。

位置関係は事務局の通りです。

申請地は全て甘藷が栽培されております。

白沢北町〇〇番の東側と北側は山林、西側と南側は畑です。

白沢北町〇〇番の東側と北側は畑、西側と南側は公衆用道路です。

白沢西町〇〇番〇の東側と北側は畑，西側と南側は公衆用道路です。

白沢西町〇〇番の東側は公衆用道路，西側と南側と北側は畑です。

4筆とも利用権が設定されておりましたが，今回，合意解約をして，権利取得後は今まで管理をしていてくれた耕作者の手を借りながら甘藷の栽培を行って行きたいとの事で効率的な経営が行われることから，問題のない申請ではないかと思われま

す。

以上報告を終わります。

議長 整理番号8号について，畑野委員お願いします。

5番（畑野委員）整理番号8号について報告いたします。

2月11日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は，桜山東町に居住する専業農家です。

譲渡人は，鹿児島市に居住する無職の方です。

位置関係は事務局の通りです。

申請地の東側と西側は道，南側は市道，北側は宅地と菜園畑です。

権利取得後は果樹の作付けを行う計画で，本件の権利取得により，周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ，問題のない申請ではないかと思われま

す。

以上報告を終わります。

議長 整理番号9号について，原田委員お願いします。

7番（原田委員）整理番号9号について報告いたします。

2月15日に譲受人立会のもと，現地調査を行いました。

位置関係は事務局の通りです。

譲受人は，週末等に稲作，菜園をしている団体職員です。

譲渡人は，福岡に住んでいます。

東鹿籠〇〇番〇は，東側が畑，西側と北側が道路，南側が水路となっています。

東鹿籠〇〇番〇は，東側と北側が畑，西側と南側が道路となっています。

取得後は，甘藷栽培をする予定です。

本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じない申請ではないかと思われま

す。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号4号から9号については，申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
次に、日程第4号農用地利用集積等促進計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第4号議案第9号農用地利用集積等促進計画(中間管理事業)の調整について説明いたします。

これは、農地中間管理機構を通じて利用権設定するものです。

20～22 ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載とおりです。

整理番号178号から183号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇外5名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外8名で設定面積は、畑が27筆35,687㎡です。

以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農用地利用集積等促進計画の調整については、整理番号178号から183号については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、決定した案件につきましては、市長を通じ農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号議案第10号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

1の利用権設定関係ですが、21～23 ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号19号から36号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外17名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外35名で設定面積は、田が3筆で1,204㎡、畑が47筆で41,214㎡、樹園地が7筆で9,636㎡、合計57筆で52,054㎡です。

次に3の所有権移転関係が5件です。24・25 ページをご覧ください。

整理番号8号、譲渡人は国見町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人はまかや町の〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、売買価格は1a当たり34,000円、移転する土地は1筆で面積は2,546㎡です。

次に、整理番号9号、譲渡人は大阪府にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人はまかや町の〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、売買価格は1a当たり20,000円移転する土地は3筆で面積は3,961㎡です。

整理番号10号、譲渡人は大塚中町にお住いの〇〇〇〇さんで、譲受人は大塚南町にお住いの〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、売買価格は1a当たり120,000円移転する土地は1筆で面積は498㎡です。

整理番号11号、譲渡人は住吉町にお住いの〇〇〇〇さんで、譲受人は南九州市にお住いの〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転で、移転する土地は3筆で面積は618㎡です。

整理番号12号、譲渡人はまかや町にお住いの〇〇〇〇さんで、譲受人は中央町の〇〇〇〇です。経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転で、移転する土地は3筆で面積は4,231㎡です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

これで説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整のうち利用権設定の整理番号19号から36号まで、所有権移転の整理番号8号から12号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第6号令和7年度農作業標準賃金についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局

日程第6号議案第11号令和7年度農作業標準賃金につきまして説明いたします。26ページをご覧ください。

農作業標準賃金の設定につきましては、農業委員会の承認を経て、次年度の農作業賃金の目安として公表しているところです。

昨年10月に鹿児島県の最低賃金が、時間単価が897円から953円に改定されました。

県の最低賃金の時間単価を日額換算すると7,624円となります。現行の7,200円は最低賃金を下回ることとなるため、これの10の位を切り上げて一般農作業賃金の日額は7,700円以上としています。また、畑作の各作業賃金、その他の作

業賃金につきましては、受託団体等に聞き取りをした結果、昨年度と同額として
います。以上のように改定したいと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号令和6年度農作業標準賃金については、事務局の説明のとおり承認
することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第7号枕崎市農地賃借料情報についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7号議案第12号枕崎市賃借料情報について説明いたします。28 ペー
ジをご覧ください。

令和6年1月から12月に利用権が設定されたものを集計してあります。

賃借料情報につきましては各農業委員会が実際の賃借料を集計し、平均額、最
高額、最低額など、地域の実勢額を提供することになっています。

畑、樹園地については基盤整備地域と未整備地域に分けて情報提供を行って
いますが、田につきましては件数が少ないため、市全体での掲載となっています。

この標準額はあくまでも「目安」であり、生産性及び利用上の条件等を考慮し、
相互の話し合いで決めていただくこととなります。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号枕崎市農地賃借料情報については、事務局の説明のとおり承認する
ことに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いた
します。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 35 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 篠原 正

会議録署名委員 畑野 真人